

徳管協情報 8

徳島県小中学校管理職員協議会

〒770-0003 徳島市北田宮 1-8-68 県教育会館内
TEL 088-633-1101 FAX 088-633-1124
E-mail tkk1101@estate.ocn.ne.jp
URL <http://tkk1101.server-shared.com/>

退職後の雇用拡大・処遇改善の要望活動各支部実施中

■徳管協は毎年、管理職員の「退職後の雇用拡大と雇用条件・処遇改善について」本部又は各13支部において、県教委と各市町村教委教育長を会長、支部長等が直接訪問し、退職者等の再任用・再雇用について要望活動を行っている。令和5年度は役職定年時退職（定年前退職）者（※情報⑥ 10月号「令和5年度末役職定年者動向調査」参照）と再任用管理職終了者（※裏面の「令和5年度再任用管理職動向調査」参照）の雇用拡大を主に要望したところである。

■本年度は令和5年度より定年延長制が開始され、管理職経験者の退職において役職定年に伴い転任・降任した定年退職者と役職定年時退職（定年前退職）者が同時に存在することが予想される。また、令和7年度は徳管協が強く要望していた特例任用管理職の実施も決まり、役職定年後の働き方の選択がより広がった。しかしながら、依然として退職者にとって無年金期間は重要な懸案・課題事項であり、退職後の再任用・再雇用の必要性は大きな課題である。以上のようなことを踏まえて次の2点を要望事項としている。

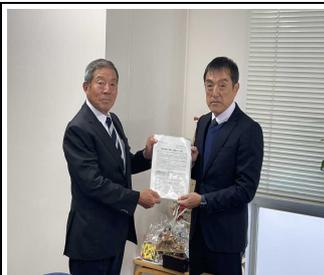
- 1 教育管理職の経験と職歴を活かした、役職定年時退職（定年前退職）後並びに定年延長に伴う定年退職後の雇用拡大の働きかけについての要望
- 2 雇用先の勤務条件と処遇改善（給料・健康保険・年休等）の働きかけについての要望



【上板町教育委員会】
▶ 11月7日、和田教育長に板野支部長の吉野校長が要望書を手交した。



【板野町教育委員会】
▶ 11月8日、谷川教育長に板野支部長の吉野校長が要望書を手交した。



【北島町教育委員会】
▶ 11月8日、天羽教育長に板野支部長の吉野校長が要望書を手交した。



【阿波市教育委員会】
▶ 11月13日、高田教育長に阿波支部長の佐藤校長が要望書を手交した。



【藍住町教育委員会】
▶ 11月28日、堤教育長に板野支部長の吉野校長が要望書を手交した。



【松茂町教育委員会】
▶ 11月29日、丹羽教育長に板野支部長の吉野校長が要望書を手交した。



【佐那河内村教育委員会】
▶ 12月9日、大島教育長に徳・東支部長の吉田校長が要望書を手交した。

徳管協事務局年末年始 閉局日のお知らせ

令和6年12月28日～
令和7年1月3日の期間、
事務局を閉局します。

なお、緊急の電話連絡は対応できます。よろしくお願い致します。

「ミュージカル『ウィキッド』」観劇ツアーの報告

12月14日(土) 会員・準会員, OB, 家族・同僚等44名参加のもと、第20回徳管協観劇ツアーを開催した。今回は大阪四季劇場の「ミュージカル『ウィキッド』」の観劇目的にツアーを実施した。コロナ禍の影響で4年ぶりに実施した昨年度に続いた観劇ツアー開催となった。

参加者は、名作「オズの魔法使い」を二人の魔女の視点から描いた物語をダイナミックな舞台と絢爛な衣装、心つかまれる楽曲の数々で作品の魅力に触れることができた。終演後にアンケートを取ったが、大変満足度が高い結果であった。次年度も会員の要望にお応えできる企画を進めていきたい。



令和5年度再任用管理職動向調査

徳管協調査

令和5年度再任用管理職 14名 内訳：再任用校長 10名（3年目3名、2年目2名、初年度5名）
再任用教頭 4名（3年目2名、2年目1名、初年度1名）

1 学校種別内訳

- ・小学校9名（校長6名・教頭3名）
- ・中学校5名（校長4名・教頭1名）

2 徳管協所属支部内訳

- ・徳・東6名（校長4名 教頭2名）
- ・小松島3名（校長1名 教頭2名）
- ・阿 南2名（校長2名 ）
- ・阿 波1名（校長1名 ）
- ・美 馬1名（校長1名 ）
- ・板 野1名（校長1名 ）

3 動向について

- 再任用教諭（5名） ・フルタイム（2名） ・短時間（3名）
- 再任用管理職（1名） ・再任用校長（1名）
- 管理職マネジメント支援員（2名） ・教頭マネジメント支援員（2名）
- 国立大学法人関係（1名） ・鳴門教育大学教職大学院実習アドバイザー（1名）
- 市町村教委関係（4名） ・人権教育指導員（1名） ・適応指導教室指導員（1名）
・部活動コーディネーター（1名） ・児童館長（1名）
- 私立大学（1名） ・准教授（1名）

4 意見・感想等について

- ・再任用管理職制度に感謝する意見が多くあった。
- ・現在の厳しい現場の状況を考慮したとき、数名でも特定管理監督職群の任用があったほうが望ましい。

□再任用管理職の推移

| 年 度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------------|------------------------|
| 再任用校長 | 15名 | 8名 | 10名 | 廃止 | 特例任用管理職 (校長・副校長・教頭) |
| 定年退職再掲 | 13名 | 4名 | 5名 | R5年度未定年退職なし | |
| 再任用教頭 | 4名 | 4名 | 4名 | 廃止 | |
| 定年退職再掲 | 3名 | 2名 | 0名 | R5年度未定年退職なし | |
| 再任用管理職計 | 19名 | 12名 | 14名 | | |

※定年延長の役職定年制に伴い、令和6年度より県教委管轄の再任用管理職制度は廃止。

※令和6年度より「特定管理監督職群の特例任用」制度が開始となるが、令和6年度は実施なし。

※令和7年度は「特定管理監督職群の特例任用」・特例任用管理職（校長・副校長・教頭）実施。